



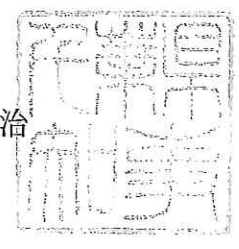
産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県佐倉市大作二丁目2番地1
氏 名 株式会社佐倉環境センター
代表取締役 小出 英昭

複写不可
本朱印無きものは無効

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成27年8月25日

許可の有効年月日 平成32年7月21日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎及び圧縮による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、
- (エ) 繊維くず、(オ) 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）、(カ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）、(キ) がれき類
- （これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 圧縮による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、(イ) 紙くず
- （これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、水銀使用製品産業廃棄物を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1, 2, 3及び4のとおり

3 許可の条件

破碎施設等の稼働に当たっては、建屋の維持管理を徹底し騒音に係る規制基準を遵守すること。

(続 く)

(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況

昭和62年7月22日 新規許可

平成27年8月25日 更新許可

平成28年3月28日 変更届(保管施設の変更)

平成29年10月3日 変更届(金属くず及びガラスくず, 陶磁器くず及びコンクリートくずについて, 水銀使用製品産業廃棄物を含むことの記載の追加)

平成29年11月1日 変更届(保管施設の変更)

平成30年3月22日 変更届(保管施設の変更)

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

存・無

(以下余白)



許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破 碎 施 設 (施行令第7条第8号の2)	木くず 252 t/日 (10.5 t/時×24時間) (平成14年1月31日)	1	千葉県佐倉市 大作二丁目2番1
木くずの保管施設	118 m ² 490 m ³	3	
木パレットの 保 管 施 設	180 m ² 540 m ³	1	
木くずの保管施設 (処理後物)	118 m ² 490 m ³	3	
	33 m ² 70 m ³	1	
	35 m ² 74 m ³	1	
	17 m ² 26 m ³	1	
	58 m ² 96 m ³	1	
金属くず保管施設 * コンテナ保管	6.3 m ² 6.0 m ³	1	
破 碎 施 設 (施行令第7条第8号の2)	紙くず 52.1 t/日 (2.17 t/時×24時間) 木くず 93.8 t/日 (3.91 t/時×24時間) 繊維くず 49.2 t/日 (2.05 t/時×24時間) 金属くず 69.4 t/日 (2.89 t/時×24時間) ガラスくず, コンクリートくず及び 陶磁器くず 274 t/日 (11.4 t/時×24時間) がれき類 535 t/日 (22.3 t/時×24時間) (平成14年1月31日)	1	
破 碎 施 設 (施行令第7条第7号) (平成25年9月17日, 第25-1-410号)	廃プラスチック類 73 t/日 (3.04 t/時×24時間) (平成26年2月13日)		

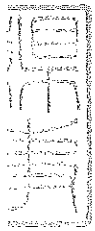
(以下余白)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
木くずの保管施設	16 m ² 30 m ³	1	千葉県佐倉市 大作二丁目2番1
破砕前可燃物の保管施設	16 m ² 30 m ³	1	
紙くずの保管施設	16 m ² 30 m ³	1	
繊維くずの保管施設	16 m ² 30 m ³	1	
がれき類の保管施設	16 m ² 30 m ³	1	
ガラスくず, コンクリートくず及び 陶磁器くずの保管施設	16 m ² 30 m ³	1	
廃プラスチック類の 保管施設	16 m ² 30 m ³	1	
手選別物の保管施設	39 m ² 87 m ³	1	
廃石膏ボードの保管施設	22 m ² 41 m ³	1	
可燃物の保管施設 (処理後物)	22 m ² 41 m ³	1	
不燃物の保管施設 (処理後物)	22 m ² 41 m ³	1	
ガラスくず, コンクリートくず及び 陶磁器くずの保管施設 (廃石膏ボード・処理後物)	14 m ² 29 m ³	1	
金属くずの保管施設 (処理後物)	14 m ² 27 m ³	1	
紙くずの保管施設 (処理前物)	12 m ² 18 m ³	1	
金属くずの保管施設 (処理後物) * コンテナ保管	14 m ² 20 m ³	1	
	7.2 m ² 12 m ³	2	
	7.3 m ² 8.0 m ³	3	

(以下余白)



許可証別紙3

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
金属くずの保管施設 (処理後物) * コンテナ保管	14 m ² 22 m ³	1	千葉県佐倉市 大作二丁目2番1
	2.0 m ² 2.0 m ³	2	
がれき類の保管施設 (処理後物) * コンテナ保管	6.3 m ² 6.0 m ³	1	
	14 m ² 10 m ³	1	
廃プラスチック類の 保管施設(処理後物) * コンテナ保管	6.3 m ² 6.0 m ³	1	
	7.3 m ² 8.0 m ³	3	
混合廃棄物(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず)の保管施設 (処理前物)	78 m ² 143 m ³	1	
	109 m ² 216 m ³	1	
ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くずの保管施設 (処理後物)	65 m ² 164 m ³	1	
圧縮施設	廃プラスチック類 54 t/日 (2.2t/時×24時間) 紙くず 48 t/日 (2.0t/時×24時間) (平成27年5月14日)	1	
廃プラスチック類の 保管施設	36 m ² 66 m ³	1	
廃プラスチック類の 保管施設 * コンテナ保管	2.0 m ² 2.0 m ³	6	
廃プラスチック類の 保管施設 (処理後物)	44 m ² 88 m ³	1	

(以下余白)

許可証別紙4

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
廃プラスチック類の 保管施設 (処理後物) * コンテナ保管	13 m ² 25 m ³	1	千葉県佐倉市 大作二丁目2番1
廃プラスチック類及び 紙くずの保管施設 (処理後物)	96 m ² 192 m ³	1	
金属くず, ガラスくず, コンクリ トくず及び陶磁器くずの 破砕施設 (廃蛍光灯)	廃蛍光灯 18 t/日 (0.75 t/時×24時間) (平成15年5月28日)	1	
廃蛍光灯の保管施設	15 m ² 22 m ³	1	
廃蛍光灯の保管施設 (処理後物)	14 m ² 13 m ³	1	

(以下余白)

